

社団法人 神奈川県建築士事務所協会定款

昭和51年11月8日	制 定
昭和56年 5月28日	一部改正(い)
平成 元年 5月30日	一部改正(ろ)
平成 3年 7月19日	一部改正(は)
平成 7年 5月11日	一部改正(に)
平成11年 4月30日	一部改正(ほ)
平成18年 5月16日	一部改正(へ)
平成20年 9月 1日	一部改正(と)
平成21年 1月 5日	一部改正(ち)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人 神奈川県建築士事務所協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市中区不老町3丁目12番地に置く。
(ろ・に・へ)

(目 的)

第 3 条 この法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び健全な発展並びに建築士事務所
の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上
及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(ち)

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士法に基づく、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告その他の業務(ち)
- (2) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務 (ち)
- (3) 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務(ち)
- (4) 建築士法に基づき、神奈川県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務 (と)
- (5) 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務 (と)
- (6) 建築物の設計、工事監理等建築士事務所の業務に関する調査、技術の向上、研究及び知識の普及
- (7) 建築士事務所の業務に関する指導及び機関誌の発行
- (8) 建築士事務所の業務に関する官公庁その他の機関との連絡及び協調
- (9) 県民の建築知識の普及及び啓発の事業 (は)
- (10) 耐震診断調査等に関する事業 (は)
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、民法上の社員とする。(は)

- (1) 正 会 員 建築士法に基づき神奈川県知事若しくは神奈川県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者又はその事務所に所属する管理建築士(と)

(2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同する個人又は法人

(入 会)

第 6 条 会員になろうとする者は、入会申込書に入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。(は)

2. 理事会は、前項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。(ち)

3. 入会金は、総会において別に定める。

(会 費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき又は建築士事務所を解散したとき。

(2) 建築士事務所の登録を抹消されたとき。

(3) 会費を6箇月以上納入しないとき。

(除 名)

第 9 条 会員が、この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたときは、総会において、会員の3分の2以上の同意によりこれを除名することができる。

2. 前項の場合は、除名の議決を行う総会において、その対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員 及 び 職 員

(役員の種類)

第 11 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 2人又は3人(い)

(3) 専務理事 1人 (は)

(4) 常務理事 1人

(5) 理 事 会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。
20人以上25人以内(は)

(6) 監 事 3人(ほ)

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、監事のうち1人以上は、会員以外から選任するものとする。(ほ)

2. 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3. 専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事会の議決を経て、会長が指名する。(は)

4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 13 条 会長は、この法人を代表して、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。(は)

4. 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の常務を処理する。(は)

5. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

6. 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員 の 報酬)

- 第 14 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
2. 役員には、費用弁償することができる。(は)
 3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。(は)

(役員 の 任期)

- 第 15 条 役員は、2 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は、再任されることができる。
 3. 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

- 第 16 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、会員の 3 分の 2 以上の同意により、これを解任することができる。
2. 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第 16 条第 1 項」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。(は)

(委員会)

- 第 17 条 会長は、必要に応じて理事会の議決を経て委員会を設置することができる。
2. 委員会の委員は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。

(顧問、相談役及び参与)

- 第 18 条 この法人に顧問、相談役及び参与を置く。(に)
2. 顧問、相談役及び参与は、総会の議決を経て会長が委嘱する。(に)
 3. 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べるることができる。(に)

(事務局)

- 第 19 条 協会の事務を処理するために、事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 3. 事務局長及び職員は、会長が任免する。

第 4 章 会 議

(総会 の 構成等)

- 第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。(に)

(総会 の 権能)

- 第 21 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会 の 招集)

- 第 22 条 通常総会は、毎年 3 月及び 5 月に会長が招集する。(に)
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は正会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。
 3. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。(は)

(総会 の 議長)

- 第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

(総会 の 定足数)

- 第 24 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会 の 議決)

- 第 25 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の運用については、出席した者とみなす。

(総会の議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席会員の数 (書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。) (は)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 . 議事録には、議長のほか、出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。(は)

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに会長が招集する。

2 . 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。(は)

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 32 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 33 条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第 34 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席した理事とみなす。(に)

(理事会の議事録)

第 35 条 第 27 条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と、「出席会員」とあるのは「出席理事」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。(に)

第 5 章 資 産 ・ 事 業 計 画 等

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の前日までに総会の承認を得なければならない。(は)

(事業報告及び収支決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 箇月以内に総会の承認を得なければならない。(は)

第 6 章 支 部

(支部の設置)

第 41 条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地に支部を置く。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において、会員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を得なければ変更することはできない。(に)

(解散及び残余財産の処分)

第 43 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

- 2. 総会の議決に基づいて解散をする場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。
- 3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ、主務官庁の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ法人に寄附する。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 44 条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1. この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 15 条の規定にかかわらず昭和 52 年 3 月 31 日までとする。
- 2. この法人の設立当初の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 52 年 3 月 31 日までとする。
- 3. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

平成 3 年 5 月 28 日、一部改正、神奈川県知事の許可があった日(平成 3 年 7 月 19 日)から施行する。(は)

附 則

平成7年3月30日、一部改正、神奈川県知事の許可があった日(平成7年5月11日)から施行する。(に)

附 則

平成11年3月30日、一部改正、神奈川県知事の許可があった日(平成11年4月30日)から施行する。

この定款の変更により増員された監事については、この定款変更後に行われる最初の総会において選任するものとする。(ほ)

附 則

平成18年3月29日、一部改正、神奈川県知事の許可があった日(平成18年5月16日)から施行する。(へ)

附 則

1. 平成20年5月23日、一部改正、神奈川県知事の許可があった日(平成20年9月1日)から施行する。(と)

2. この定款の変更後の第3条、第4条第1号から第3号まで、及び第6条第2項の規定は、建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)第2条の施行の日(平成21年1月5日)から適用する。

(ち)